

入 札 説 明 書

この入札説明書は、静岡県東部健康福祉センターの令和8年度～11年度静岡県東部児童相談所一時保護所給食業務委託について、静岡県が行う一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ守らねばならない事項を定めるものとする。

1 競争入札に付する事項

- (1) 入札番号 第3号
- (2) 業務名 令和8年度～11年度静岡県東部児童相談所一時保護所給食業務委託
- (3) 業務概要 給食業務（詳細は仕様書による）
給食の対象者及び年間給食予定 34,675食
入所児童 4食（1日3食及び間食）×20人×365日
委託者の職員
（4食（1日3食及び間食）×2人＋（昼食1食×7人））×365日
- (4) 業務期間 令和8年10月1日から令和11年9月30日まで（長期継続契約3年）
- (5) 業務実施場所 〒411-0904 静岡県駿東郡清水町柿田地内
静岡県東部児童相談所一時保護所

2 入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県の一般業務委託競争に係る入札参加資格において「給食」の営業種目について競争入札参加資格を有し、かつ「給食」の納入希望地域に「東部」が含まれていること。
- (3) 静岡県内に営業所等を置く者であること。
- (4) 静岡県内の児童福祉施設、社会福祉施設、病院、学校等に対し、令和5年度以降1契約で1年以上の給食契約の実績を有するものであること。
- (5) 委託業務の全部または一部の遂行が困難となった場合について、あらかじめ業務を代行する者を指定することができる者であること。
- (6) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (7) 過去1年間に静岡県内において、国、県及び他の地方公共団体から行政処分を受けた者でないこと。
- (8) 次のアからキでのいずれかにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 入札参加者に求められる義務

- (1) 本入札の参加希望者は、次により入札参加条件確認書及び契約確認書（以下「確認書等」という。）を作成のうえ提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、期限までに確認書等及び資料を提出しない者又は入札資格がないと認められた者は本入札に参加することができない。
 - ア 提出期限 別記1（1）のとおり
 - イ 提出場所 別記1（2）のとおり
 - ウ その他 確認書等及び資料は、提出場所に持参することとし、郵送又は電送によるものは受付しない。
- (2) 確認書等は、様式第3号及び様式第4号により作成すること。
- (3) 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者又は入札執行者から委託に関する内容について説明を求められた場合は、それに応ずる義務を負うものとする。
なお、説明義務を履行しない者の入札書は、入札の対象としない。

4 現場説明会

実施しない。

5 入札及び開札の方法

- (1) 入札参加者は、別添、契約書案、委託要領案及び仕様書等を熟覧のうえ入札しなければならない。
この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等について不知又は不明を理由として意義を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者は、様式第1号による入札書を、次の各号に掲げる事項を記載し別記2に示す日時及び場所において提出しなければならない。
 - ア 入札金額（税抜き）
 - イ 入札年月日
 - ウ 入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、当該代理人の氏名及び押印
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は日本語に限るものとし、入札金額の表示は日本国通貨に限るものとする。
- (4) 入札金額は、業務に要する一切の経費を含めるものとする。（総価による。）なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札参加者は、代理人に入札させるときは、様式第2号による委任状を持参させなければならない。
- (6) 入札書は、封書に入れ密封し、その表面に「令和8年度～11年度 静岡県東部児童相談所一時保

護所給食業務委託の入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）を記載しなければならない。

- (7) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (8) 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- (9) 開札前において、天災、地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (10) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。
- (11) 開札は、入札終了後直ちに別記2（2）に示す場所において行うものとする。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、この入札について他の入札参加者の代理人となることができない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除する。

7 入札の無効

次の項目の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札保証金が所定の額に不足する者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 記名押印を欠く入札。代理人の行った入札の場合は代理人の記名押印を欠く入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (9) 同一事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (11) 同一事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札
- (12) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

8 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。
- (3) 開札した場合において落札者とすべき入札がないときは、再度の入札を行う。
- (4) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (5) 7の(1)から(4)まで及び(8)から(11)までの規定に基づき無効とされた入札をした者は、再度入札に参加することができない。
- (6) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (7) 上記(6)の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者がいるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (8) 落札者は、指定する期日までに契約を締結しないときは、当該契約の相手方となる資格を失うものとする。この場合において、落札者は、免除された入札保証金に相当する額（入札金額の100分の10以上の金額）の違約金を納付しなければならない。

9 契約書の作成

- (1) 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に、契約書を作成して契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。
- (2) 落札者が、前項の期間内に契約を締結しないときは、その契約は、効力を失う。
- (3) 契約は、契約当事者双方が契約書に記名押印したときに確定する。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

10 契約条項

別添契約書案のとおり。

11 その他必要な事項

- (1) 本入札にかかる費用は、入札参加者の負担とする。
- (2) 提出された確認書類は、返却しない。
- (3) 提出された確認書類は、入札執行以外に提出者に無断で使用しない。
- (4) 提出期限以降における確認書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 入札した者は、入札後、本説明書、仕様書及び契約書式等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

12 資格審査に関する事項

資格審査に関する照会並びに確認書等の提出場所は別記1（1）のとおりとする。

別 記

1 入札参加資格関係書類等の提出期限、提出場所

- (1) 提出期限 令和8年7月30日（木）正午まで
- (2) 提出場所 〒410-8543

静岡県沼津市高島本町1番3号 静岡県東部総合庁舎本館4階
静岡県東部健康福祉センター総務課

電話番号 055-920-2073

ただし、受付は、閉庁日を除く日の午前9時から正午まで
及び午後1時から5時までとする。

2 入札執行日時等

- (1) 入札執行日時 令和8年8月4日（火） 午前10時30分
- (2) 入札執行場所 〒410-8543

静岡県沼津市高島本町1番3号

静岡県東部総合庁舎別館5階第8会議室